

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第三課

1. 基本情報

国名：ベトナム社会主義共和国

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2020 年 10 月 26 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け
ベトナム社会主義共和国（以下「同国」という。）においては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、以下のいずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 成長と競争力強化

同国政府は、「社会経済開発 10 カ年戦略（2011-2020）」において、「早期に近代的な工業国となるための基礎作り」を政府目標として掲げている。同目標達成のため、市場経済システムの強化や交通インフラ整備等の必要性が挙げられており、同課題への支援として本事業が位置付けられる。

2) 脆弱性への対応

同国政府は、上記戦略において海面上昇を始めとする気候変動対策や近代的かつ効果的で持続性のある農業の発展等を優先事項としている。そのためには、各開発課題を担当する行政官の計画策定・実施能力を向上させることが肝要であり、本事業はその手段として位置付けられる。

3) ガバナンス強化

同国政府は、上記戦略において、国家行政システムの近代化を始めとした行政改革、法律システムの質向上等の必要性を挙げている。そのためには、国家行政を横断的に管轄する行政官や司法関係者等の計画策定・実施能力を向上させることが肝要であり、本事業はその手段として位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

対ベトナム社会主義共和国国別開発協力量針（2017 年 12 月）では、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化を重点分野として定めている。また、対ベトナム社会主義共和国 JICA 国別分析ペーパー（2014 年 3 月）においても同方針に準じて協力の方向性を分析している。本事業は、本方針に基づき以下三つの援助重点分野を設定しており、我が国及び JICA の協力量針と

の整合性が認められる。

- ・成長と競争力強化：市場経済システムの強化、経済インフラ整備・アクセスサービス向上（交通インフラ）、経済インフラ整備・アクセスサービス向上（エネルギー）
- ・脆弱性への対応：社会・生活面への向上と貧困削減・格差是正、気候変動・災害・環境破壊等の脅威への対応
- ・ガバナンス強化：司法機能強化、行政機能強化

本事業は、SDGs ゴール 16「公正、平和かつ包摂的な社会を推進する」及び本留学生が取り組む各開発課題に対応する SDGs ゴールの達成に貢献すると考えられる。

（３）他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、米国、韓国、ベルギーの奨学金事業が挙げられる。

3. 事業概要

（１）事業目的

同国政府の中枢において活躍し得る中央政府の若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と同国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって同国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

（３）事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 63 名（修士課程 60 名、博士課程 3 名）の留学生が、本邦大学院において、同国における優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

（４）総事業費

774 百万円（概算協力額（日本側）：774 百万円、ベトナム側：0 円）

（５）事業実施期間

2020 年 7 月～2025 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

（６）事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、同国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の

方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：教育訓練省、計画投資省、JICA ベトナム事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動：特になし。
- 2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由> 本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2020年)	目標値 (2026年)
留学する学生数(人)： 修士	0	60
留学する学生数(人)： 博士 ¹	0	3
留学生の学位取得率 (%) ²	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。

- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
- ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の本事業では、受入分野・受入大学等に関し、年度ごとに計画策定をしていたため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、2008 年度以降の新方式による本事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定するとともに、4 期にわたる受入計画を事前に策定し、優先課題ごとに同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、同国の開発課題解決のための人材育成並びに同国政府との人的ネットワーク構築を通じて、二国間の関係強化に資するものである。また、SDGs ゴール 16「公正、平和かつ包摂的な社会を推進する」及び本留学生が取り組む各開発課題に対応する SDGs ゴールに貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上